

## 筑後市スポーツ協会「平島直吉スポーツ振興基金」運営規程

(名称)

第1条 この基金は、筑後市スポーツ協会「平島直吉スポーツ振興基金」(以下「基金」という。)という。

(目的)

第2条 この基金は、市民の体育向上と本市のスポーツ事業の振興を図るため、個人や団体のスポーツ活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 この事業は、次の各号に該当し、基金の計画的な執行を妨げない範囲内において支出し、その金額等は別に定める。

- (1) 地区予選等を通し、九州大会や全国大会及びそれ以上の規模の大会に出場する個人や団体に対する出場祝い金。
- (2) 九州大会や全国大会及びそれ以上の規模の大会に出場し、入賞した個人や団体に対する入賞記念品の贈呈。
- (3) 筑後市体育協会に加盟する団体が、基金の目的に沿った大会や教室等を開催する場合の活動補助金。
- (4) この基金の財源を確保するための事業に必要な費用。

(事業の決定)

第4条 前条の第4号を除く各号については、申請に基づき、会長が決定する。

(財源)

第5条 この基金の財源は、故平島直吉氏の寄付金のほか、チャリティー事業の収益金や事業所や個人・団体の寄付金等をもって充てる。

(委任)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理、運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年5月23日から施行する。

附則

この規程は、令和5年5月30日から施行する。